

三重県景観計画に基づく届出制度(太陽光発電施設)に関するQ&A

(更新日:平成29年3月13日)

	質問	回答	
1	平成29年4月1日以降に太陽光発電施設の設置に着手したいと考えているが、事前相談はいつから受け付けるのか。	事前相談は随時受け付けていますので、いつでもご相談ください。	届出
2	平成29年4月1日以降に太陽光発電施設の建設等に着手する行為が届出の対象とされているが、着手とはどのような行為をいうのか。	太陽光発電施設を設置するための根切り工事や杭工事などの基礎工事のことをいいます。	届出
3	既設の太陽光発電施設の取扱いはどうなるのか。	届出は不要です。ただし、今後太陽光発電施設を増築、改築、移転又は色彩の変更をする場合で、届出の対象となる規模に該当すれば、届出が必要となります。	届出
4	太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合は届出対象とされているが、増築の場合は増築部分の太陽電池モジュールの面積が1,000㎡を超えている場合に届出が必要となるのか。	増築部分の面積で判断するのではなく、増築後の太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合は、届出が必要となります。ただし、増築部分の太陽電池モジュールの合計面積が10㎡以下の場合は、届出は不要です。	届出
5	太陽電池モジュールの合計面積995㎡の既存の太陽光発電施設に、太陽電池モジュールの合計面積が9㎡を増築する場合、(増築前は届出が必要となる規模ではないが、増築により届出が必要となる規模となる場合)、届出は必要となるのか。	増築の場合、増築後の太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超え、かつ増築部分の太陽電池モジュールの合計が10㎡を超える場合は、届出が必要となります。したがって、質問の場合は、増築後の太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えますが、増築部分の太陽電池モジュールの合計面積が10㎡以下のため、届出は不要です。	届出
6	建築物の外壁または屋根の一部を太陽電池モジュールに変更する場合、届出は必要となるのか。	太陽電池モジュールが屋根や外壁の一部を構成しているようなもので、「建築物の外観の変更に該当する模様替」に該当し、太陽電池モジュールの合計面積が10㎡を超える場合は届出が必要になります。	届出
7	太陽光発電施設が建築物と一体となって設置されるものも届出が必要とされているが、この場合、建築物も届出の対象になるのか。	建築物が建築物の届出対象の規模に達していなければ、建築物の届出は不要です。	届出
8	一団の土地とは。	事業主体の同一性、利用目的、物理的位置関係、時期的関係等から総合的に判断し、一体的利用があると判断された範囲を一団の土地といいます。	届出

9	学校、工場、複合施設等、同一敷地内(一団の土地)に複数の建築物がある場合、屋根の上の太陽電池モジュールの合計面積は建築物ごとに考えるのか。	同一敷地または一団の土地にある建築物の屋根に設置する太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合は、届出の対象となります。	届出
10	太陽光発電施設の設置区域が三重県景観計画の区域と他の景観行政団体の区域にまたがる場合、届出面積はどのように考えるのか。	三重県景観計画区域内のみの規模で判断してください。	届出
11	太陽光発電施設を設置するため、森林の伐採を行う場合、景観の届出は必要か。	森林を伐採し、土地の形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超える場合は、届出が必要です。なお、森林法第10条の2第1項、第34条第2項の規定に基づく許可を受けられる場合は、届出は不要です。	届出
12	土地の形質の変更と太陽光発電施設の届出は1つでよいのか。	同一敷地(一団の土地)内で行うのであれば、一つの届出とすることは可能です。なお、届出の受理の日から30日間は、行為に着手することができないため、スケジュールに余裕をもってすすめてください。	届出
13	工事中に事業者が変更になる場合、手続きは必要か。	役員の変更等を除き、事業者が変更になる場合は、新たに届出をしていただく必要があります。	届出
14	ソーラー型街路灯は、太陽光発電施設に該当するのか。	太陽光発電施設に該当します。	届出
15	熊野川流域景観計画区域内の住宅の屋根に太陽光発電施設を設置する場合、届出の対象になるのか。	建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡を超える場合は、届出の対象となりますが、10㎡以下であれば届出は不要です。	届出
16	太陽光発電施設の設置については、ガイドラインに記載されている事項のとおりとしないといけないのか。	ガイドラインの事項については、三重県景観計画及び熊野川流域景観計画に定める景観形成基準に適合するために留意すべき基本的な事項をとりまとめたものですが、周辺の状況等により、記載事項以外の方法による景観配慮をされる場合は、景観まちづくり課へ事前相談をお願いします。	ガイドライン
17	ガイドラインは三重県全域で適用されるのか。	三重県景観計画区域及び熊野川流域景観計画区域内での行為が対象となります。景観行政団体である津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市、伊賀市における行為については本ガイドラインは適用されませんが、各市の景観計画・条例の規定により手続きを行ってください。	ガイドライン